資料2

議題２　森林環境税の減免要件について（大府市提出）

市名	回答 （１）森林環境税の減免要件（予定）について
名古屋市	本市においても、森林環境税の所得減少者に対する免除について、森林環境税の法令の定めの範囲内で、可能な限り、現行の市民税の所得減少者に対する減免と同一の基準を用いる予定である。 （参考：名古屋市における「所得激減の減免」の対象） 名古屋市市税減免条例第2条第1項第8号 ６月30日（所得税法（昭和40年法律第33号）第２条第１項第35号に規定する特別農業所得者にあっては、10月31日）現在、前年中における総所得金額が210万円以下で、賦課期日の属する年中における総所得金額の見込額が前年中における総所得金額の２分の１以下の額に減少すると認められる者
豊橋市	本市の住民税の減免規定を参考に、森林環境税に関する法律施行令等に規定する免除要件への適用に係る規定整備を進めています。 生活保護受給者や災害被害者のように減免規定と免除規定との差異が小さいものについては、問題ありませんが、収入減少等による生活困難や納付困難者等については、新たに個別の判断基準が必要となるため、是非とも他都市の状況等を参考にさせていただきたいと考えております。
岡崎市	法第１１条第３項、施行令第７条及び総務省告示第310号に規定の場合において、所得減少については、現行の住民税の減免規定がありますのでその基準に合わせて対応する予定です。 やむを得ない多額の支出や、所有する資産について損害を受けた場合という要件については住民税の減免規定はなく、該当する場合は森林環境税のみが免除対象になりますが、対象になるようなケースは稀で、統一的な基準を設けることは難しいと考えています。現状としては合計所得等と、やむを得ない支出・被害額との割合等を考慮して判断することになるかと考えています。 ※死亡については、本市でも一定の場合に住民税が減免になりえますが、森林環境税はQ&Aのとおり減免の対象としない予定です（災害による死亡を除く）。
一宮市	失業又は廃業により収入が著しく減少した者については、当市の減免規定を準用した所得制限を適用し、「前年の合計所得金額が３００万円以下（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合は４００万円以下）かつ、当該年の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額に比し２分の１以下に減少すると認められる者」とする予定である。 その他、当市では勤労学生減免の定めがあるが、森林環境税では「勤労学生減免」という要件は設定せず、「特別の事情により納付が困難と認められる者」として、担税力の有無の聞き取りを行った上で減免対象とする予定である。
瀬戸市	瀬戸市の減免基準を基本として、総務省告示と合わない箇所を個別に判断する予定です。 例えば、「死亡減免」、「学生減免」、「納付済みのものを対象とするか」等については減免の可否の判断が異なると考えています。 なお、総務省告示第３１０号第２号ロの「やむをえない多額の支出を行ったこと」等、市の基準にないものについては現在検討中です。
半田市	本市は現在、市民税減免要件として、被生活保護者、長期療養者、前年比で所得額が２分の１以下に減収した者、死亡者、雇用保険受給者、勤労学生を対象としています。これらは担税力の見極めのため、被生活保護者を除いていずれも前年所得金額に上限を設けております。これらと国の示した森林環境税の免除要件との整合について、担税力等から整合する範囲を調査している段階です。なお、多額の支出や所有資産の損害については、要件の確認が困難なことから今のところ森林環境税の免除要件とするつもりはありません。 また、災害減免について、現行の要件は森林環境税の免除要件とは整合しない部分がありますが、特に現行の要件を森林環境税の免除要件に合わせに行くつもりはありません。
春日井市	１　住民税に減免事由があるものについて 住民税の減免要件としている「所得減少」については、所得の減少割合に基づき減免率を２段階(100分の50減免又は100分の30減免)に設定しており、所得の減少割合が高い方の基準（100分の50減免）を森林環境税の減免要件とする予定です。 「死亡」・「長期療養」・「勤労学生」・「障害者、寡婦又はひとり親」等その他の住民税の減免要件につきましては、一定の担税力の低下を判断してはおりますが、森林環境税の減免に関する規定と適合しにくいものもあると考えるため、現在検討中です。 ２　住民税に減免事由がないものについて 住民税の減免事由にはない「やむを得ない多額の支出」・「所有する資産への損害」　（令和４年総務省告示第310号第２号ロ及びハ）につきましては、当該減免のありかたを現在検討中です。
豊川市	検討中（他自治体への情報収集を行っている状況）
津島市	「生活保護法の規定による生活扶助を受けている者」以外の「災害により生命、身体又は財産に甚大な被害を受けた者」及び「失業又は廃業等により収入が著しく減少した場合」の免除要件については、国が示す要件と当市の減免規準との整合性がとれないことから、現時点において要件の設定ができておりません。各市町村の設定状況をみながら検討していきます。
碧南市	森林環境税のみに適応される独自の減免要件を碧南市として定める予定はありません。基本は市県民税における所得減少減免の基準に合わせる方向で検討しております。個別具体的な相談があった場合は国Q&Aに照らし合わせて審査することが想定されます。
刈谷市	下記①②の両方を満たす場合、所得が著しく減少した者として森林環境税の免除対象とする予定で検討しております。 ①前年中の合計所得金額が３００万円（扶養親族がいる場合、扶養親族数に１を加えた数に４３万円を乗じた金額を加算する）以下の者 ②前年中の合計所得金額に対する当該年中の合計所得金額の見込額が２分の１以下に減少した者
豊田市	所得減少（失業、廃業、傷病又はその他納税義務者の責めに期すべき事由によらない事由によるもの）による免除は、既存の市民税の減免基準を参考に、前年所得額の上限や所得金額の減少率を設定することを予定しています。 なお、自己都合退職による所得減少、死亡、学生等の免除については検討中です。

議題２　森林環境税の減免要件について（大府市提出）

市名	回答 （１）森林環境税の減免要件（予定）について
安　城　市	ア　災害により被害を受けた人（法律通り） イ　生活保護法の規定による保護を受ける人（法律通り） ウ　収入が著しく減少した人（住民税の所得減少減免から準用する予定で検討している。要件は次の（ア）から（ウ）をすべて満たす者（ア）前年における合計所得金額が500万円以下（イ）控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する者又は単身の世帯の者（ウ）負傷、疾病等の理由により、当該年における合計所得金額の見込額が前年における合計所得金額の２分の１以下に減少する） エ　納付が困難であると認められる場合（やむを得ない多額の支出などの基準は検討中）
西　尾　市	住民税の減免要件と同様に、前年度所得額に上限を設ける方向で検討しております。
蒲　郡　市	所得減を理由とした減免について基準を設ける予定は現在ありません。
犬　山　市	減免要件に「生活が著しく困難になった場合」とあることから、貴市同様所得額で区切ることを予定していますが、現時点では具体的なことは何も決まっていません。
常　滑　市	当市でも、前年度所得額に上限を設けることで、一定の担税力の低下と判断し「死亡」「雇用保険受給」「長期療養」について、森林環境税も減免することを予定しています。基本的には、市県民税の減免と同様にしたいと考えていますが、勤労学生減免についてはどうすべきか苦慮しています。申請期限については、市県民税の申請期限とは異なりますが、国の基準に従う予定のため事務の複雑化を懸念しています。確定はしていませんので、他自治体様のご意見を参考にさせていただきたいと思っております。
江　南　市	森林環境税の減免要件については原則として現在の市の基準に合わせる予定ですが、総務省が認めないと明記しているもので市の基準と異なる部分（納付済みの場合の減免など）については市と合わせない予定です。
小　牧　市	本市も住民税で減免要件としている死亡・勤労学生・雇用保険・長期療養等について、住民税と同額の所得制限を設けることで森林環境税の減免を予定している。 収入減については、住民税で２段階（３０％減免・５０％減免）の減免基準を設けているが、５０％減免の基準に合う時のみ、森林環境税を減免する予定である。
稲　沢　市	森林環境税の免除要件については、個人住民税の減免要件とは異なり、各市町村の減免に係る条例に委任されないと通知されていますが、国からは総所得金額等の上限等の具体的な数値基準が示される予定はなく、且つ、各市町村において各納税義務者の状況に応じて総合的に判断するとしか示されていません。 具体的な数値基準等がない以上、当然、申請者に対して免除要件を明確に説明することは困難を極めます。 つきましては、申請者に対して説明責任を負う立場としては、個人住民税の減免要件に規定している総所得金額等の上限等に沿う形で担税力の有無等を判断し、森林環境税を免除することを予定しています。
新　城　市	市税条例においても所得要件による減免規定はありますが、要領等定めてなく過去適用したことはありません。森林環境税の減免について、要領等を作成する必要があると感じていますが、市税においても具体的に定めていないため担税力の有無をどう判断していくか検討しなければならないと感じています。
東　海　市	本市においても、死亡・学生・雇用保険受給・所得２分の１等を住民税における減免要件としていますが、森林環境税においては具体的な基準が定められていないため、「前年所得210万円以下」＝「担税力無し」と内部的に定め、住民税の減免と同様に取り扱う予定です。 ただし、申請期限の定め方が住民税と森林環境税で異なるため、住民税は減免できても森林環境税の一部だけ残る場合が発生することが想定され、計算方法が複雑になることが課題です。
大　府　市	市県民税の減免要件と合わせる事を検討しています。死亡や雇用保険受給のみの要件のみで減免は難しいところと考えていますが、その他に前年合計所得が一定額以下であることを加味して、担税力を見る方法で免除することも可能と解釈できるのではないかと考えています。
知　多　市	基本的に住民税と同一条件で減免とする予定です。ＱＡ等で具体的に示された免除不可対象（葬祭扶助のみの者、災害減免を申請する者で前年所得７５０万円以上の者　など）以外は同一となるように準備します。 なお、住民税減免では所得要件を定めているため、森林環境税の担税力としての要件も同様に判断したと解釈し、預金調査等は求める予定はありません。
知　立　市	本市では所得減少における住民税の減免の規定があるのでそれを基に森林環境税の減免もしようと予定しています。
尾張旭市	住民税の減免要件に合わせる予定ですが、他市の動向を参考に検討中です。
高　浜　市	所得の減少に係る減免要件については、国から明確な基準が示されていないため、市税条例施行規則で定める生活困窮減免の基準に合わせる方向で考えています。
岩　倉　市	森林環境税の減免の判断 ・市の減免規則に規定する所得減少、長期療養、雇用保険受給の要件については、令和４年総務省告示310号第２号イに該当すると判断することで、市と森林環境税の減免の可否を揃えていきたいと考えています。 ・市の減免規則に規定する勤労学生の要件については、担税力の有無を慎重に見極めて判断するという点で森林環境税と減免の可否を揃えることが可能であると考えています。 ・市の減免規則に規定する死亡の要件については、森林環境税の賦課徴収に係るＱ＆Ａ集１－２７に基づき、市の所得要件と同様の基準で減免の可否を揃えることが可能であると考えています。 しかし、森林環境税の減免要件と市の減免要件の基準をすべて併せて運用するのは難しく、災害による減免、納付済みである森林環境税の減免等、市と国で判断が異なる場合については、慎重に運用を行う必要があると考えています。
豊　明　市	個人住民税の減免基準をベースに森林環境税の免除基準を検討しています。 免除基準については、要領等を制定する予定です。
日　進　市	収入減少による免除については、市民税の減免基準と同程度を想定しています。 死亡による免除は予定していません。

議題２　森林環境税の減免要件について（大府市提出）

市名	回答 （１）森林環境税の減免要件（予定）について
田　原　市	・住民税については「当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者」とあるため、所得が皆無となった者について減免となる予定。
愛　西　市	住民税と同様の減免要件とする予定だが、現在検討中である。
清　須　市	当市が住民税で減免要件としている「所得が著しく減少」・「雇用保険受給」について、前年度所得額の上限（210万円以下）を設けており、一定の担税力の低下と判断できるものと考えています。 なお、住民税で減免対象としている勤労学生については、前述の要件に該当する場合には対象となるものの、勤労学生であることをもって減免の対象とすることはできないものと考えています。
北名古屋市	従来、住民税で減免要件としている死亡・雇用保険受給・長期療養等の要件について、森林環境税の免除規定と整合性がとれるよう要件の整理を行い、住民税が減免となった場合に、極力、森林環境税も免除となるよう、減免規則の見直しを予定しています。
弥　富　市	現在検討中です。
みよし市	免除に係る要綱等を新たに制定した上で、免除規定を設ける予定ですが、詳細な要件については現在のところ未定です。また、市税が市税減免規則による減額又は免除であるのに対し、森林環境税については全額免除とされていることも踏まえ、近隣他市の状況も参考とさせていただきながら今後要件を定めていく予定です。
あ　ま　市	当市における生活保護、長期療養（所得140万円以下）、雇用保険受給（所得210万円以下）に関する減免は森林環境税の趣旨に合致するとして市の基準に併せて実施する予定です。死亡（所得210万円以下）、勤労学生（所得75万円以下）については悩ましく検討中ですが、できれば市の基準で実施したいのが本音です。また、所得減少減免（所得210万円以下）は所得割のみを対象としているため、こちらもどうするか検討中です。
長久手市	国が示す指針の範囲での運用を想定しており、住民税の要件と合わせる予定はありません。